平成28（2016）年度 人権啓発冊子

ヒューマンライツ

家庭版 2

家庭でいっしょに考えたい 身近な人権

©Team Beppyon

平成27年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

別府市長賞

別府市立上人小学校 1年
廣畑（ひろはた） さくら

＊「ヒューマンライツ家庭版２」の作成にあたって＊

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりに平等に与えられたものです。

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を子どもたちに身につけさせるために、学校・家庭・地域が手を結び、育んでいくことは私たち大人の責任でもあります。

平成27（2015）年度発行の「ヒューマンライツ家庭版」は、学校や家庭・地域でいじめ・児童虐待等、子どもの人権について考え、大切な子どもたちを育てていく機会となることを願い作成しました。

今回作成の「ヒューマンライツ家庭版２」は、次の人権課題を中心に作成しています。

- インターネットと人権
- 外国をルーツとする子どもたちや家族と人権
- 性同一性障がいと人権

子どもたちのまわりにある「身近な人権」について、一緒に考える機会になればと思います。

別府市

1 インターネット社会の「光」と「影」・・・インターネットと人権

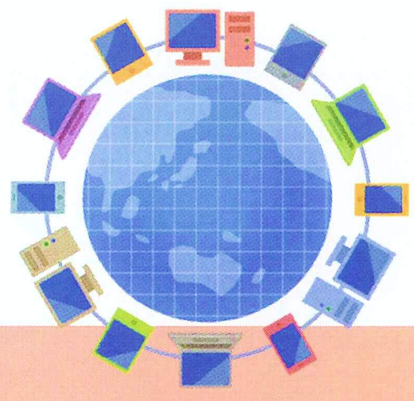

人権から考える「光」の部分

①情報の発信

自分の夢や可能性を実現

②情報の収集

知識の広がりや深まりによる充実感

③コミュニケーション

豊かな人間関係づくり

自分や他者を尊重する態度の育成

社会生活が豊かに

人権から考える「影」の部分

①著作権や肖像権の侵害

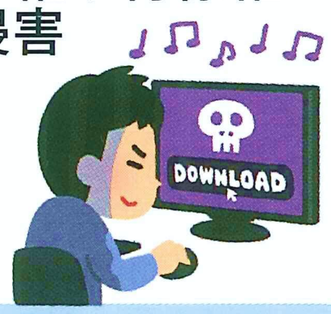

賠償金等トラブルのおそれ

②個人情報の流出と拡散

情報が悪用されるおそれ

③閉鎖的空間での人間関係の悪化

解決困難なトラブルに発展

④生活習慣の乱れ

睡眠時間の減少による遅刻や欠席

自分や他者の人権を侵害

夢や希望の実現によくない影響がありそうです

＜参考：母親が13歳の息子に示した契約「スマホ18の約束」より一部抜粋＞

- この電話は私が買ったものです
- 学校に持って行けません。面と向かって会話してください
- 人をだましたり、ばかにしたりするためにこの機械を使用してはいけません。だれかを傷つけるような会話にも加わってはいけません
- 面と向かって話せないような内容をメールしてはいけません
- 公共の場では電話は切りなさい
- 大量の写真やビデオを撮らないで。自分自身の体験を大切に。そうした記憶は永遠に残ります
- ゲームをするなら言葉合わせ、パズル、脳トレ系を
- 散歩に行きなさい。見知らぬ人に話しかけなさい。ネット検索なしで、自分で思い悩んで
- あなたが約束を守れない時は、電話を取り上げます。それから、二人で話し合い、やり直しましょう

～東京新聞2013. 1.8付より改変～

インターネットは、だれかを傷つけるような道具ではありません

＜困ったときの相談窓口＞・・・お子さんにも教えてあげてください。

法務省インターネット人権相談受付窓口（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html）
警察庁インターネット安全・安心相談窓口（https://www.npa.go.jp/cybersafety/index.html）
別府警察署（代表 TEL.21-2131）

2 外国をルーツとする子どもたちや家族と人権

別府市に在住する16歳未満の国籍別外国人登録者数

H27. 11.30現在

平成27（2015）年11月末現在、別府市の外国人登録者数は3888世帯4239人です。そのうち、16歳未満（中学生以下の子ども）は126人です。

国籍は右のグラフの通りですが、「その他」には17の国や地域が含まれています。

保育や教育の場にもたくさんの外国人の子どもたちが在籍しており、遊びや学習・スポーツ等を通した交流が行われています。

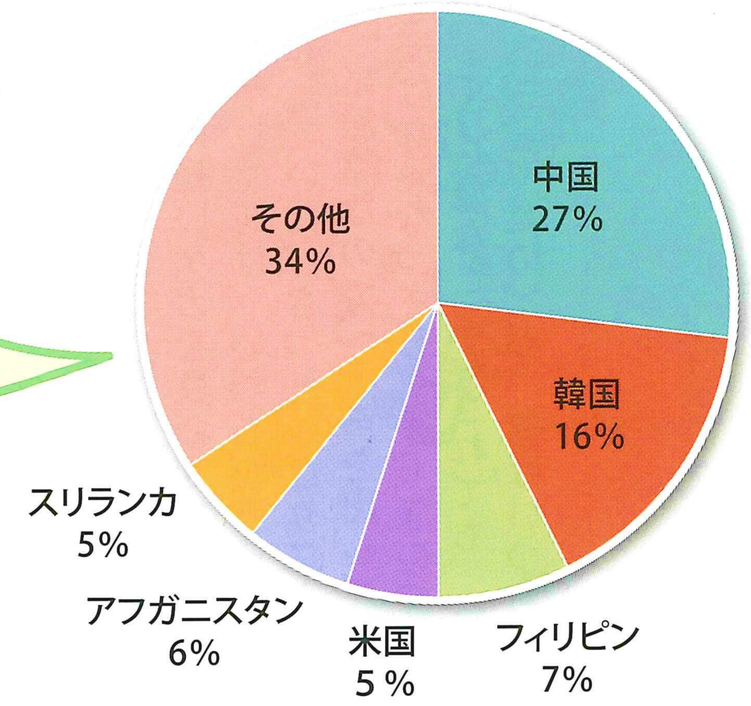

外国人の子どもや保護者はこんなことに困っています

行政や支援団体

市役所各窓口では随時、外国人への対応をしています

●そのほかに・・・

市役所外国人相談窓口（文化国際課）
毎週水・金10:30～17:00は、英語・中国語・韓国/朝鮮語に堪能なスタッフが対応します（0977-21-1131）

●日本語を学びたい・・・

別府インターナショナルプラザ（別府市北浜1丁目３-17）
①日本語講座／
毎週火曜　10:00～12:00 (0977-21-4922)
毎週水・日曜 13:00～16:00 (0977-23-1119)
②書道教室兼日本語教室／
毎週日曜　10:00～13:00 (0977-23-1119)

●他の外国出身者・地域住民との交流

国際交流教室（公民館等にて年間8回程度　不定期）
多文化交流サークルべぷはち (070-6595-4466)

わたしたち一人ひとり

☆身近な外国人に関心をもちましょう
☆文化・宗教・生活習慣の違いを理解し互いに尊重しましょう
☆「外国人は・・・である」という先入観をもたずに、互いに知り合うことから交流を始めましょう
☆積極的にコミュニケーションをとりましょう(自分のできる方法で、できることを)

わたしたちの身近にある個別の人権課題

★同和問題

同和問題は日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別により、同和地区出身者という理由だけで様々な差別を受けている日本固有の人権問題です。現在でも出身者であることを理由に結婚を反対されたり、インターネット上に心無い誹謗中傷が書き込まれたりなどの差別があります。

★女性

社会の様々な場面において女性の活躍が増えてきた一方で、今でも男性に比べて採用・昇進・賃金など仕事上の待遇が悪いこと、家事・育児・介護の負担が大きいこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、夫・恋人からの暴力（ＤＶ）、ストーカー行為などが重大な問題になっています。女性の問題は、男性のみならず女性自身の問題でもあるとの認識をもつことが大切です。

★子ども

いじめや不登校、児童虐待は、子どもの人権にかかわる重大な問題です。さらに子ども同士の「ネットいじめ」や児童ポルノ・出会い系サイトによる被害も大きな社会問題となっています。また、子どもの貧困も深刻な問題です。

★障がい者

別府市では平成26年４月「別府市障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（ともに生きる条例）」が施行されました。障がいの種類は様々であり、外見ではわからない障がいもあります。一人ひとりに応じた合理的配慮（必要なコミュニケーションや支援）をすることにより、ともに生きる社会づくりをすすめていくことが必要です。

3 自分の性別に違和感をもつ人について・・・性同一性障がいと人権

性別に違和感を持ち、学校に相談している児童生徒の全国調査がありました

（１）報告件数

- 学校に相談している児童生徒は、高校生403人、中学生110人、小学生93人（任意回答）
- 学校が特別な配慮をしているのは377人
- 医師による診断を受けているのは165人

（２）特別の配慮の事例（回答より）

- 自認する性別の制服着用を認める
- 名前シールなどの男女の色分けをできるだけ避ける
- 多目的トイレを更衣室として使用することを認める
- 公式行事では通称で呼ぶ他

日本では、ガイドラインに基づいて診断・治療が行われています。治療は正当な医療行為です。

～平成26年文部科学省発表～

①正しい認識・理解を

若年層においては正しい知識を得る機会が少なく、誰にも相談できず悩み続けることもあります。

②社会的な偏見・差別

「こころの性」とは違う振る舞いや服装を要求された時当事者が苦痛を感じたり、それらになじめないことでトラブルにあったりすることもあります。

人の性別を豊かで多様なものととらえ、理解を深め、「ありのままの自分」が尊重される共生社会を

～ＬＧＢＴについて～

日本には一定数の性的マイノリティ（少数者）の人々が生活しています。性的マイノリティとは、「ＬＧＢＴ」等、さまざまな性的指向や性自認等の人を表しています。最近、新聞やテレビ等で報道される機会も多く、社会的受入れがすすんできましたが、まだまだ無理解や偏見があります。

L（レズビアン・女性の同性愛者）
G（ゲイ・男性の同性愛者）
B（バイセクシュアル・両性愛者）
T（トランスジェンダー・性同一性障がい）

別府市では、差別意識や偏見の解消に向けて啓発を行うとともに、公的申請書類等で男女別を記入する項目の削除を、できる範囲で進めています。

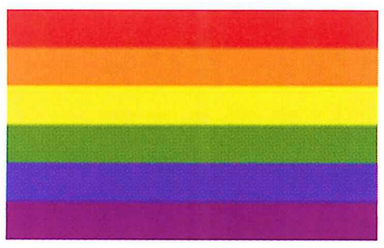

世界及び国内各地でＬＧＢＴの存在を社会に広め、理解をすすめるため「レインボーパレード」やフェスタ等様々な活動が行われています。

（レインボーフラッグ）

★高齢者

日本の総人口の４人に１人が65歳以上の高齢者となっています。認知症や身体の不自由な高齢者が虐待を受けたり詐欺の被害にあったりなど、高齢者の人権が侵害される事件が多発しています。高齢者の豊富な経験を生かし、世代を超えた交流により、生きがいをもって社会参加できるようなまちづくりをしていくことが必要です。

★医療をめぐる問題

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）感染症、ハンセン病等の様々な病気に関してのあいまいな知識や過度の危機意識が、患者・元患者、そして家族への偏見・差別を生み出しています。特に、ハンセン病患者に対する隔離政策の歴史を正しく学び、二度と同じ過ちを繰り返さないよう努力することが大切です。その他にも高度先進医療の進歩に伴う人権の問題も考えていく必要があります。

★外国人

別府市は日本有数の国際交流都市です。平成27年11月末現在の外国人登録者数は、4239人で、その約74％が留学生です。国が違えば言語や習慣、文化、宗教等も違います。互いの価値観や習慣、文化等を尊重するとともに、必要な支援をすることが多文化共生社会の実現につながります。

★さまざまな人権問題

インターネットによる人権侵害、プライバシーの問題、見た目問題、性的少数者、アイヌの人々、犯罪被害者や家族、刑を終えて出所した人々や家族、ホームレスとなった人々、東日本大震災をめぐる問題等、まだまだ考えるべき人権問題があります。

ごぞんじですか？
登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

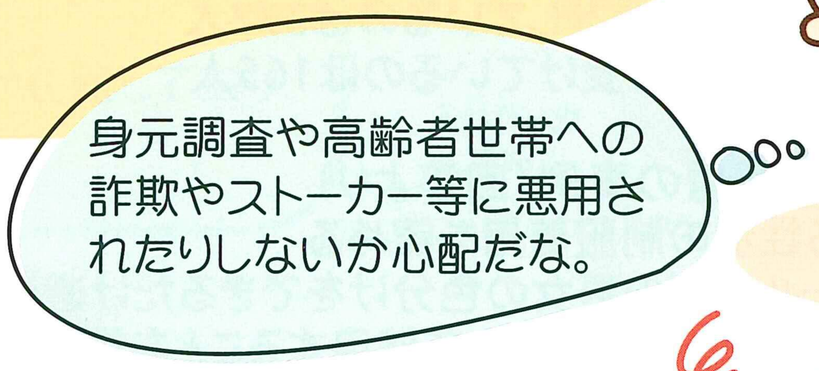

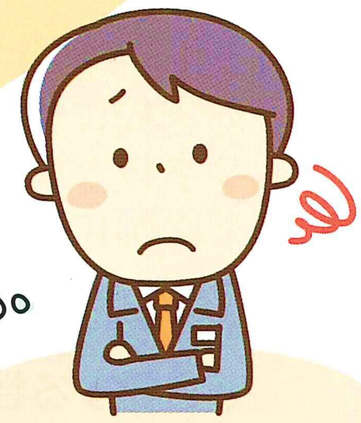

戸籍や住民票には、家族構成、年齢や本籍地等、多数の個人情報が含まれているのに・・・

「登録型本人通知制度」に事前に登録しておけば、交付通知が届くから、すぐに確認や対応ができますよ。

登録型本人通知制度に登録しましょう

※くわしい内容は、市民課(TEL.21-1135 直通)へお問い合わせください

手続き

市役所の市民課・各出張所に申請書があります。印鑑と身分証明書があれば登録できます。

→ 本人・家族以外が戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

＊登録型本人通知制度が導入された背景＊

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ、それにより、家族構成、年齢や本籍地などの個人情報を知ることが可能です。

この法律を調査会社等が悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。

これらの事件は調査会社等が不正に個人情報を取得したことだけが問題なのではなく、他者の人権を侵害する目的で、あるいはこのような行為を人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼する人が存在することが大きな問題なのです。現在においても同和地区住民や出身者に対する根強い差別意識のもとで行われる身元調査と相通じるものがあります。

すべての人が、他者の人権を尊重していれば起こらなかったことです。

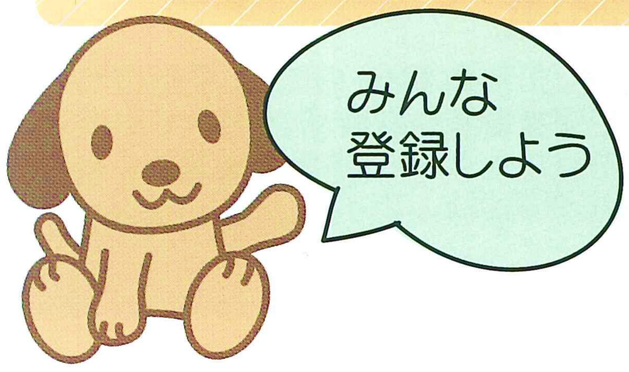

～登録型本人通知制度を活用し、私たちの人権を守りましょう～

①交付通知により、不正取得が早期に発見でき、早いうちに事実の究明が期待できます

②不正行為が発覚する可能性が高まることから、不正を抑止する効果が期待できます

平成27年度 別府市小・中学生「人権作文」

別府市長賞

『周りの人が、理解すること』

別府市立青山中学校２年
安部 ひなた

私には弟がいる。四つ下で、私が幼稚園生だったときに生まれた。弟には、障がいがある。家には、「ＡＤＨＤ」とか「自閉症」とか、少しむずかしい言葉がつまった本がたくさんある。それらの本によれば、そういう障がいのある人は、苦手なことやものが多くて大変なんだそうだ。弟の苦手なものは、虫、赤ちゃんの泣き声など、挙げだしたらもうきりがない。特に弟は「音」に敏感で、赤ちゃんが近くで泣き叫んだりすると、とても苦しそうな顔をして耳をふさぐ。普通の人にとっては、聞き流すような音だが、弟にとっては、とてもつらいものらしい。苦手なものがたくさんあって、しかもそれを他の人に理解してもらえないのは大変だな、と思った。

周りの人も、本人と同じぐらい大変だと思う。二、三年前、弟は、学校でからかわれて心が不安定になり、ささいな事からケンカになって、相手に軽いケガを負わせてしまった事が何度かあった。学校から連絡をうけた母は、いつも泣きそうな顔をして、先生や相手の保護者に謝罪していた。きっとかなりストレスがたまっていたと思う。弟は「音」に敏感なので、大声を出して怒るとただその声におどろいて注意を聞けなくなってしまう。なので母は、静かに、淡々と注意をしていた。「もし嫌なことをされても、たたかずに先生に伝えましょう。」と何度も言ったのだが、弟はいつも怒りを抑えきれず手を出してしまっていた。

そんな自分に自信を持てなくなっていたのか、そのとき、弟はよく「僕なんかいない方がいいんだ・・・。」と言っていた。はじめは頑張ってはげましていたが、だんだんしつこいと思うようになっていき、「いない方がいいよ！」と言ってしまったときがあった。そのときは、普段からの思いを言葉にしてスッキリしていたが、落ちついてよく考えてみると、自分の言葉の重みがわかってきて、罪悪感が生まれてきた。そして弟が寝たあと、母が、「うるさいし、いない方がいいって思ってしまうのは本当によくわかる。けど、それを言葉にして本人にぶつけるのはよくない。ただでさえ今、自分に自信をなくしているのに、もっと、自信をなくしてしまうから。」とやさしく、静かに言った。その言葉を聞いて私は改めてとても後悔した。障がいのある弟でなくても、だれだって「いない方がいいよ」と言われれば嫌な気分になる。しかも心が不安定なときに言われたら、本当にいなくなってしまいたくなるだろう。そんなことを言ってしまった自分が恥ずかしく、悔しくなった。私だけでなく、障がいのある人に心ない言葉を言ってしまう人もいる。わざとちょっかいをかけたり、苦手なものを無理やり押しつけてからかったりすることが、実際に起こっている。

私が小学生のとき、クラスに支援学級に在籍している子がいた。しゃべり方が少し独特で会話もかみ合わないので、それをまねされたりしていた。まねをする子や笑う子は、「もっと速くしゃべれないの」とか、「人の話聞いてないよね」「話し方がうざい」とたくさん悪口を言っていた。

このようなことが起こってしまうのは、障がいに対しての関心と理解が深まっていないからだと思う。私は弟に障がいがあるので障がいについて身近に感じられるが、他の人にとってはあまり関係ないので興味がないのも仕方ないことだろう。これを解決するには、学校などが障がいについて知る授業をもっと取り入れたり、支援学校などに実際に行って交流する機会を設けたりすることが大切だと思う。さらに、障がいがある人のための支援施設を増やしていくことも大切だと思う。

そして障がいについての知識が深まった後に大切なのは、「障がいのある人の立場になって考えてみること」という、最も基本的なことだ。何かに失敗したりしてもきつく怒らずに、次の成功に向けていっしょに考えたり、努力したりする。少しの優しさがたくさん集まれば、だれもが楽しく、いきいきと暮らしていける世の中になっていくだろう。

平成28（2016）年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ（家庭版２）

＊ヒューマンライツ[Human-Rights(人権)]は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会
【協　　力】別府市ＰＴＡ連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市生活環境部人権同和教育啓発課　〒874-8511 別府市上野口町１番15号 TEL 0977-21-1291

Beppu Human Rights